

[事案 18-19] 手術給付金請求

- ・ 平成 19 年 2 月 15 日 裁定申立受理
- ・ 平成 19 年 7 月 13 日 裁定終了

< 事案の概要 >

肝臓治療の目的で受けたカテーテルによる肝動脈塞栓術は、約款記載の手術給付金表 82 項「その他の悪性新生物手術」に該当するもので、同項目の給付割合（基準保険金に対する給付割合 1 割）に相当する手術給付金を支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

肝臓治療を目的として平成 18 年 6 月に受けたカテーテルによる肝動脈塞栓術について、保険会社は手術特約の 87 項「ファイバースコープまたは血管バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」（基準保険金 100 万円に対する給付割合 0.5 割）に該当するとして手術給付金 5 万円を支払ったが、下記理由により、82 項「その他の悪性新生物手術」（同給付割合 1 割）に該当させるべきであり、正当な手術給付金 10 万円（基準保険金 100 万円×1 割）を支払ってほしい。

- 肝動脈塞栓術は肝臓治療を目的としたものであるから、契約時（平成 6 年）の約款記載の手術給付表の「悪性新生物の手術」の 82 項「その他の悪性新生物手術」に該当させるべきである。会社は、手術特約の約款は同 13 年に改定され、現行約款では 82 項「その他の悪性新生物手術」の後に（ファイバースコープまたは血管カテーテル手術は除く）という文言が追記されているというが、平成 6 年の契約締結時の約款にはそのような記載はなかった。
- 裁定申立て後、保険会社は既に同 16 年に「特約更新申込書」が提出され本件特約は現行の約款内容による特約に更新されているとしているが、更新手続きの際、営業担当者から同申込書は送付されたものの、「特約更新のしおり」についての説明もなく授受の事実もなかった。「特約更新のしおり」の存在も知らず、申込書記載の「特約条項」を「契約時の特約条項」と理解し、申込書の特約条項受領欄に押印したものである。

更新手続きの際に、適切に「特約更新のしおり」を申立人に送付しなかった会社の責任を考慮のうえ、特約更新後も改定前の約款にしたがって給付すべきである。

< 保険会社の主張 >

下記事情により、平成 18 年に行われた本件手術については 82 項に（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く）との文言のある手術特約（13 年 10 月改定）にもとづく手術給付金（同給付割合 0.5 割）を支払うことになり、申立人の申出には応じられない

- ・ 申立人が当初契約締結した平成 6 年当時の手術特約条項の手術給付表には、「悪性新生物の手術」として、82 項「その他の悪性新生物手術」（同給付割合 1 割）があり、また「上記以外の手術」として 87 項「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」（同給付割合 0.5 割）を規定している。なお、「上記以外の手術」には身体の部位に横断的であったり、一般的な観血手

術とは異なった医療技術を用いる手術を集め記載し、ファイバースコープや血管・バスケットカテーテルのような特殊技術を用いる施術のうち、脳・喉頭・胸・腹部臓器に係るものについては特にこの項目を前提として規定しており、あえて独立した手術番号を設け記載している。

・その後、弊社では分かりやすい約款の記載を推進する観点から同13年10月、本件手術特約の82項について、(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)との文言を追記し同特約の約款を改定したが、給付金支払実務においては、肝動脈塞栓術により手術給付金を支払うべき場合、13年10月以前もそれ以降も87項に該当するものとして取り扱っている。

・また、本件特約の保険期間は10年であったため、同16年に申立人から特約更新申込書の提出があり、申立人の手術特約は新しい特約に更新されている。同更新申込書の申立人署名の筆跡は、保険証券の写しに記載されたものと同じと思われ、また印影も保険証券の写しの印影と同じと思われるので、同申込書への記入・押印は申立人自身により行われたものと考えられる。

なお、同申込書の特約条項受領欄の押印欄にも保険証券と同一の印影があることから、更新に際し、申立人は更新後に適用される「手術特約条項」が掲載された「特約更新のしおり」を受領しているものと思われる。

・同13年10月以降、手術特約の手術給付表の82項には(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)との文言が記載され、特約更新の際に渡した「特約更新のしおり」には、当該文言追記後の手術特約が記載されており、申立人は当該文言追記後の手術特約を承知のうえ、特約更新を申し込んだものとする。

< 裁定の概要 >

既に手術特約が更新されていた事実が裁定申立後に判明したため、裁定審査会では特約更新の有効性について審理を行った。その結果、更新契約は新たな保険契約であり会社は当該更新時の約款により保険金を給付する義務を負い、かつこれで足りると判断し、申立てには理由がないことを裁定書をもって明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 申立人は、「特約更新のしおり」を受領していないと主張するが、特約更新申込書には、特約条項受領印という欄が記載され、ここに申立人は申込印と同様の印を押捺しており、この事実から申立人が特約条項を受領したことが推定される。

(2) 申立人は、同欄に鉛筆で押印する指示が書いてあったこと、先の契約時にしおりを受領していたことにより押印したと主張しているが、押印する際には押印する理由を理解してするのが通常であること、更新契約は新たな契約であるから特に特約条項交付を省略する旨の定めがあるなど特段の理由のない限り、新たに特約条項の約款を交付されるのが通常であるから、これを誤解したという申立人の主張は採用し難い。